

## 呉市国民保護計画の変更について（報告）

呉市国民保護計画の変更を行い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」といいます。）第35条第6項及び第8項の規定により議会に報告しましたので、その内容について次のとおり説明します。

### 1 呉市国民保護計画の位置付け

#### (1) 国民保護法の目的

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な事項を定めることにより、国全体として万全の態勢を整備し、もって国民の保護のための措置（以下「措置」といいます。）を的確かつ迅速に実施することを目的としています。

#### (2) 市町村の国民保護計画（国民保護法第35条）

市町村長は、都道府県の国民保護計画に基づき、市町村における国民保護計画の作成を義務付けられています。当該国民保護計画の作成に当たっては、指定行政機関、都道府県及び他の市町村の国民保護計画との整合性の確保に努めなければなりません。

また、その内容として、措置の総合的な推進、市町村が実施する措置（住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等）、措置のための訓練、物資及び資材の備蓄、体制並びに関係機関との連携に関する事項等を定めることとされています。

なお、市町村長は、市町村の国民保護計画を作成し、又は変更したときは、速やかに議会に報告するとともに、公表しなければならないとされています。

#### 【国民保護計画作成の体系】

政府（内閣）…国民の保護に関する基本指針の策定（国民保護法第32条）



広島県知事…広島県国民保護計画の作成（国民保護法第34条）



呉市長…呉市国民保護計画の作成（国民保護法第35条）

指定行政機関…府・省・庁国民保護計画の作成（国民保護法第33条）

#### 【呉市国民保護計画の構成】

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

## 2 変更の概要

変更の区分	変更の理由
①国の基本指針の修正に伴う修正	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の基本指針に「地下避難施設への物資、資材の輸送」に係る記載が追加されたことに伴い、呉市国民保護計画においても国の基本指針との整合を図る。</li></ul>
②庁内の見直しによる修正	<ul style="list-style-type: none"><li>・呉市地域防災計画との整合を図るための修正 市国民保護対策本部と市災害対策本部が並立する場合は、市災害対策本部を廃止し市国民保護対策本部が自然災害対応も行うことから、業務運営における混乱を防止する必要がある。</li><li>・機構改革に伴う修正 令和5年4月の呉市機構改革（こども部の新設、行政改革デジタル推進第1課・第2課の新設）を市国民保護対策本部体制に反映する。</li><li>・人口、施設名等データの時点修正、誤字脱字の修正</li></ul>

## 3 変更点

### (1) 国の基本指針の修正に伴う修正

国の基本指針と同じく、呉市国民保護計画に下線の文章を追加しました。

#### 「1 市における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備するよう努めるものとする。」（呉市国民保護計画 第2編第5章）

(2) 呉市地域防災計画との整合を図るための修正  
 緊急事態連絡室を緊急事態警戒本部に変更しました。

(旧) 緊急事態連絡室

緊急事態連絡会議	構 成 員	市 長 ( 随 時 出 席 )
		副 市 長
		危 機 管 理 監
		消 防 長
		総 務 部 長
		市 民 部 長
		福 祉 保 健 部 長
		産 業 部 長
		都 市 部 長
		土 木 部 長
		そ の 他 関 係 部 長

※ 室長は、武力攻撃事態等の認定等の進展、被害の発生等に応じ緊急事態連絡会議を招集

緊急事態連絡室

室 長	危 機 管 理 監
副 室 長	総 務 部 長

事務局	事務局長	危 機 管 理 課 長
	総 括	チ ー ム
	情 報	チ ー ム
	報 道	チ ー ム
	動 員 ・ 受 援	チ ー ム

(新) 緊急事態警戒本部

緊急事態連絡会議	構 成 員	市 長 ( 随 時 出 席 )
		副 市 長
		危 機 管 理 監
		消 防 長
		総 務 部 長
		市 民 部 長
		福 祉 保 健 部 長
		産 業 部 長
		都 市 部 長
		土 木 部 長
		そ の 他 関 係 部 長

※ 本部長は、武力攻撃事態等の認定等の進展、被害の発生等に応じ緊急事態連絡会議を招集

緊急事態警戒本部

本 部 長	危 機 管 理 監
副 本 部 長	総 務 部 長

事務局	事務局長	危 機 管 理 課 長
	総 括	チ ー ム
	情 報	チ ー ム
	報 道	チ ー ム
	動 員 ・ 受 援	チ ー ム



### (3) 機構改革に伴う修正

ア こども対策部の新設及び上下水道事業管理者の廃止に伴う修正

イ 情報チームと企画チームの分離（行政改革デジタル推進第1課・第2課の新設に伴う事務の分離）

ウ 議会対策部の新設（呉市地域防災計画への整合）

